

令和7年3月吉日

会 員 各 位

特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会
理事長 林 房 吉
一般社団法人千葉県介護支援専門員協議会
会 長 林 房 吉
(公 印 省 略)

一般社団法人千葉県介護支援専門員協議会への会員の移行についてのお願い

早春の候、会員の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、広報誌「ちばケアマネ通信100号」でも報告させていただきましたとおり、昨年12月19日に一般社団法人千葉県介護支援専門員協議会を設立しました。

これに伴い、会員の皆様には、会員資格の移行手続きをお願いいたたく存じます。

一般社団法人の入会申込書と特定非営利活動法人の退会届（表裏に印刷）をご記入の上、同封の返信用封筒にて返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、令和7年4月末までに一般社団法人に入会手続きを済ませることで「入会金」は発生しません（手続きをされなかった場合は、特定非営利活動法人の事業が4月から順次一般社団法人へ移行することから、会員資格も4月末をもって退会したものとみなされてしまいますのでご注意ください）。

法人格変更後も、活動の基本的な目的は変わりません。介護支援専門員の皆様を支援し、共に成長できる場を提供することに加え、法人格変更により、専門職団体としての組織を強化し、これまで以上に各事業ならびに会員様への支援の充実に取り組んでまいります。

新たにスタートする一般社団法人千葉県介護支援専門員協議会につきましても、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

今後も当会活動へご参加いただけることを心より願っております。

【会員移行について】 裏面参照

- ・現在の会員種別と同じ（又は最も近い）ものに移行をお願いします。
- ・途中で種別を変更することもできます。

【会員移行について】

- ・一般社団法人として専門職団体としての活動を強化していく立場から、正会員は介護支援専門員資格取得者としています。（今まで同様、日本介護支援専門員協会にも同時入会となります）。
- ・資格をお持ちでない方は、賛助会員（個人）での入会となります。
- ・賛助団体の方については、そのまま賛助会員（団体）へと移行していただければと思います。

特定非営利活動法人	一般社団法人
正会員 (会員番号が171から始まる方)	正会員
準会員 (会員番号が172から始まる方)	
賛助会員 (会員番号が173から始まる方)	賛助会員

【手続きにあたっての注意点】

- ・現会員（特定非営利活動法人の会員）に限って4/30までに入会手続きを行うことで入会金が無料となります（後日、年会費のみの請求書を郵送します）。
- ・手続きが4/30を過ぎた場合、自動退会となりますのでご注意ください（前年度までの未納がある場合は後日請求書が郵送されます）。

【参考】 定款は当会ホームページに掲載しています。



入会届や退会届も
Google フォームで
入力できます。
(その場合の返送は
不要です)

一般社団法人千葉県介護支援専門員協議会 定款（一部抜粋）。

第3章 会 員

(種別)

第4条 当法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員、又は第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、当法人の目的及び事業に賛同して入会した者

(2) 賛助会員

当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体